

「わがまち特例」による固定資産税等の特例措置について

（１）わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）

平成24年度税制改正により、地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、一定の範囲内で特例率を条例で決定できるようにする仕組み「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」が導入されました。

（２）わがまち特例が適用される資産

「わがまち特例」が適用される資産は下記一覧の通りで、税額等が軽減されます。
なお、対象となる資産をお持ちの方は、それを証明する届出書、許可書等の関担当書類の写しをご提出ください。なお詳しくは、資産税課（償却資産については償却資産担当、家屋については家屋担当、土地については土地担当）へお問い合わせください。

わがまち特例対象資産の一覧（対象期間については法令改正により変更となることもあります）

○課税標準額の特例

特例対象資産	根拠規定 (地方税法)	本市市税条例にて定める 特例率	適用期間・適用対象	備考	問合せ先
汚水又は廃液の処理施設	附則 第15条 第2項 第1号	1/2 課税標準額	期限の定めなし 固定資産税（償却資産）	令和6年4月1日から令和10年3月31日までの間に取得されたもの。	償却資産担当
再生可能エネルギー発電設備 （太陽光（ペロブスカイト太陽電池）・風力・水力・地熱・バイオマス）	附則 第15条 第24項 第1～4号	1/3・1/2・3/5・2/3・3/4 課税標準額	3年度分 固定資産税（償却資産）	令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に取得されたもの。発電設備の区分及び規模等によって特例率が異なります。	
浸水防止用設備	附則 第15条 第27項	2/3 課税標準額	5年度分 固定資産税（償却資産）	平成29年4月1日から令和11年3月31日までの間に取得されたもの。	
家庭的保育事業用資産	第349条の3 第27項	1/3 課税標準額	期限の定めなし 固定資産税・都市計画税 （家屋・償却資産）	なし	家屋担当・償却資産担当
居宅訪問型保育事業用資産	第349条の3 第28項	1/3 課税標準額	期限の定めなし 固定資産税・都市計画税 （家屋・償却資産）	なし	
事業所内保育事業用資産	第349条の3 第29項	1/3 課税標準額	期限の定めなし 固定資産税・都市計画税 （家屋・償却資産）	なし	
市民緑地	附則 第15条 第31項	2/3 課税標準額	3年度分 固定資産税・都市計画税 （土地）	平成29年6月15日から令和9年3月31日までの間に都市緑地法に規定する市民緑地の用に供する土地。	土地担当

償却資産については都市計画税は課税されません。
対象資産の特例適用前の価格（評価額）に特例率を乗じて課税標準額とします。

○税額の特例

特例対象資産	根拠規定 (地方税法)	本市市税条例にて定める 特例率	適用期間・適用対象	備考	問合せ先
サービス付き高齢者向け住宅 （※1）	附則 第15条の8 第2項	2/3 税額	5年度分 固定資産税(家屋) 都市計画税は対象外	平成27年4月1日から令和9年3月31日までの間に取得されたもの。	家屋担当
長寿命化に資する大規模修繕 工事を行った、一定の条件を 満たすマンション （※2）	附則 第15条の9の3 第1～3項	1/2 税額	1年度分 固定資産税(家屋) 都市計画税は対象外	令和9年3月31日までの間に工事を完了したもの。	

※1 固定資産税（家屋）を2/3減額します。
※2 固定資産税（家屋）を1/2減額します。